2023年度版

整理回収機構の概況

整理回収機構
The Resolution and Collection Corporation

CONTENTS

ごあいさつ …… 1

■整理回収機構の概要 …… 2

■整理回収機構の経営理念等 …… 3

■整理回収機構の主な業務 …… 4・5・6

■2022年度 決算概要 …… 7

■整理回収機構に関するQ＆A …… 8・9・10・11

■整理回収機構の歩み …… 12

■照会先一覧 …… 13

ごあいさつ

株式会社　整理回収機構
代表取締役社長　本田　守弘

当社は、預金保険機構の全額出資の下、1996年７月に設立された住宅金融債権管理機構を前身とし、1999年４月に整理回収銀行と合併して現在の株式会社整理回収機構となりました。

以来、当社は、旧住専各社から譲り受けた債権等や破綻金融機関等から買い取った不良債権等を適正かつ効率的に回収することにより、これら機関の破綻処理のために投入された公的資金すなわち国民負担の最小化に努めてまいりました。また、健全金融機関から不良債権を買い取り、その回収を行うことによって、健全金融機関の不良債権処理の促進にも寄与してまいりました。その結果、2023年３月末の回収累計額は10兆1,837億円に達し、回収益等からの預金保険機構への納付金の額は１兆5,459億円余となるなど、国の財政にも大きく貢献しております。さらに、事業再生支援業務についても適切に対応することにより、地域経済の活性化や従業員の雇用維持にも貢献してまいりました。

このような中、当社は、住専勘定の閉鎖を2012年度中に完了し、2011年５月の預金保険法の改正により、新たに、金融機関が保有する反社会的勢力に対する債権をはじめ回収困難な債権（特定回収困難債権）の買取り・回収の機能及び金融機関の破綻処理に伴う承継銀行の機能を付与されました。

また、2014年３月からは、当社のサービサー機能を活用して、特定回収困難債権の買取制度の対象とならない信販会社や貸金業者等が保有する反社会的勢力に対する債権等の買取り及び管理・回収等の業務を開始し、特定回収困難債権とあわせて、金融機関等と反社会的勢力との関係遮断に貢献するとともに、反社会的勢力に対する債権の回収を積極的に行っております。

当社は、これまで行ってきた債権回収業務や事業再生支援業務に加え、これらの新たな機能にも適切に対応して、預金保険機構の協定銀行として、当社に負託された公的な使命を適正かつ迅速に果たし、金融システムの安定に貢献してまいりたいと考えております。

債権回収業務につきましては、当社の債務者の大宗が、金融機関の破綻により主要な金融取引先を失った方々であることを踏まえ、債務者等の方々の実情を十分に把握し、適正な回収に努める所存であります。すなわち、善良な債務者の方々には、顧客保護の観点から誠実かつ公正に対応し、話合いにより、手順を尽くした丁寧な対応に努めるとともに、その生活の維持や事業の再建、継続に配慮してまいります。他方、巧妙に資産を隠匿するなど悪質な債務者や反社会的勢力等に対しては、厳正に対処してまいります。

また、債権回収業務は、とかく債務者や関係者の方々の不満や苦情を招きやすいものですので、当社としては、皆様のご意見に真摯に耳を傾け、誠実、公正な業務遂行に努めてまいります。

本冊子は、当社の業務についての考え方や活動の実態を知っていただく一助となるよう作成いたしました。皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

整理回収機構の概要

1. 名　　称　株式会社 整理回収機構
(The Resolution and Collection Corporation（略称ＲCC）)

2. 発　　足　1999 年 4 月 1 日

3. 沿　　革　(1) 1996 年 7 月 26 日
…㈱住宅金融債権管理機構 設立
(2) 1996 年 9 月 2 日
…㈱整理回収銀行 発足
（1995 年 1 月 13 日設立の㈱東京共同銀行を商号変更）
(3) 1999 年 4 月 1 日
…㈱整理回収機構 発足
（上記 2 社が㈱住宅金融債権管理機構を存続会社として合併）

4. 本社所在地　東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号 新日石ビル

5. 資 本 金　120 億円

6. 株　　主　預金保険機構

7. 役 職 員 数　(2023 年 7 月 1 日現在)
(1) 283 名
うち取締役 4 名、監査役 3 名
(2) 上記役職員のほかに、顧問弁護士 7 名

組　織　図

2023 年 7 月 1 日現在

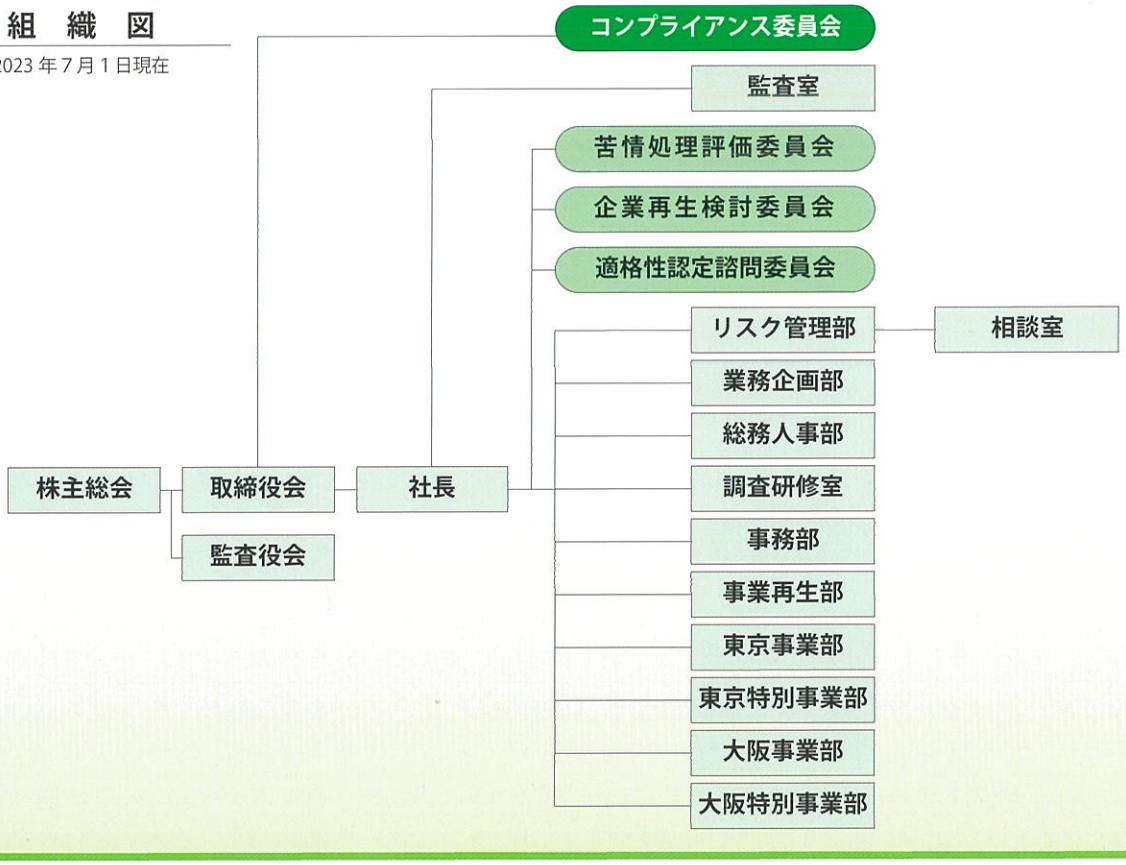

整理回収機構の経営理念等

基本理念

預金保険機構の協定銀行として、国民から負託された公的な使命を適正かつ迅速に果たし、金融システムの安定化に寄与する。

経営指針

（1）公的な使命を自覚し、誠実・公正かつ効率的な業務運営を行う。
（2）債権の管理・回収については、債務者の実態を的確に把握し、善良な債務者に対しては顧客保護の観点から、誠実かつ公正に対応する一方、悪質な債務者に対しては、厳正に対処する。また、事業再生支援業務についても適切に対応する。
（3）金融機関等と反社会的勢力との関係遮断に貢献すべく、反社会的勢力に対する債権の買取り等を積極的に行うとともに、買取り等を行った債権の管理・回収については、厳正に対処する。
（4）金融システムの安定化に寄与すべく、承継銀行機能等を適切に遂行するための態勢整備等を推進する。

東日本大震災被災地の債務者等への対応

東日本大震災被災地の債務者等に対しては、引き続き、事業再生を念頭に置いた積極的な対応を図り、必要に応じて、事業再生支援業務を担う他の公的機関及び民間金融機関とも連携を図りつつ、効率的かつ実効性のある事業再生支援に努める。

公正な業務運営態勢

基本理念及び経営指針に基づき、より一層の公正・適正な業務運営を実現するため、以下のような態勢をとっております。

（1）コンプライアンス態勢の徹底

社内におけるコンプライアンスの確保に努めております。このため、コンプライアンスに関する事項を統括する組織として、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本的な規程の制定・改定や個別の重要事案についての審議を行っております。その審議内容は、取締役会に報告しております。

（2）『相談室』の設置（東京・大阪）

債務者の方等からの要望・苦情・相談に対応する組織として、『相談室』を東京・大阪に設置し、相談等の内容に応じて、書面による回答、電話応対等のきめ細かな対応を行っております。

（3）苦情処理評価委員会の設置

当社に寄せられた債務者の方等からの苦情・相談等の処理の適切性・公正性を確保する観点から、外部有識者により構成される苦情処理評価委員会を設置し、その処理の状況について忌憚のない意見・提言等をいただいております。これらの意見・提言等については、ホームページ等を通じて公表しております。

整理回収機構の主な業務

1．債権回収業務

■債権の回収に当たっては、債務者等の方々の実情を十分に把握し、適正な回収に努めています。当社の債務者の大宗が金融機関の破綻により主要な金融取引先を失った債務者であることに鑑み、善良かつ誠実な債務者に対しては、話合いを通じてその財産状況を正しく開示していただき、手順を尽くした丁寧な対応を行うとともに、生活の維持や事業の再建・継続を支援するように努めています。

■他方、悪質な債務者、反社会的勢力等に対しては、法的措置を含め厳正に対処しています。

債権回収実績

（単位：億円）

年　度	回収実績額	年　度	回収実績額	年　度	回収実績額
1996 年度	2,788	2005 年度	6,307	2014 年度	500
1997 年度	7,068	2006 年度	4,107	2015 年度	416
1998 年度	9,123	2007 年度	2,651	2016 年度	381
1999 年度	10,317	2008 年度	1,706	2017 年度	274
2000 年度	12,620	2009 年度	1,211	2018 年度	227
2001 年度	10,863	2010 年度	1,004	2019 年度	231
2002 年度	9,244	2011 年度	1,106	2020 年度	141
2003 年度	9,118	2012 年度	1,066	2021 年度	125
2004 年度	8,232	2013 年度	879	2022 年度	134
回収累計額（2023 年 3 月末現在）					101,837

（備考）1996 年度実績は 1995 年度と 1996 年度の合計額である。
億円未満を四捨五入しているので、合計が一致していない。

（注）納付金について

・当社は、法律に基づき債権の管理･回収を行っているそれぞれの勘定について、毎年度生じる利益（譲受債権等の回収により生じた利益から損失等を差し引いた残額）を預金保険機構に納付しています。

・1996年度以降の、債権回収業務に係る納付金累計額は、1兆5,459億円（2023年3月末現在）となっています。

2．事業再生支援業務

■当社は、従来から企業再生に力を注ぎ、再生計画の策定に関与する等、債権者の立場での再生に注力してきました。また、他の金融機関から持ち込まれた再生案件については、信託機能を活用して再生支援を行っています。

■企業再生を通じて、金融機関の不良債権処理にとどまらず、地域経済の活性化や従業員の雇用維持にも貢献しています。

企業再生実績

（2023 年 3 月末現在）

・当社が再生計画の作成・成立に関与したもの。

（単位：件）

法　的　再　生	88
私　的　再　生	612
合　　計	700

（備考）法的再生：民事再生、会社更生等の法的手続を利用して、対象先の事業を再生させる手続
私的再生：金融債権者の合意に基づく金融支援により、対象先の事業を再生させる手続

（注）条件変更等による債務者支援について

・4頁の企業再生実績以外にも、当社は債権者として、貸付条件変更等により債務者の生活の維持や事業の再建・継続を図っていくことにも積極的に取り組んできました。

貸付条件変更等実績（2023年３月末現在）：22,396件

（備考）2009年12月の中小企業金融円滑化法の施行以降の実績。

・中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、貸付条件変更等、金融円滑化に対する基本方針に変わりはなく、従来どおり積極的に取り組んでまいります。

3．資本増強・資本参加業務

■公的資金による金融機関等の資本増強・資本参加に係る各法律に基づき、預金保険機構との間で金融機関等に対する資本増強・資本参加業務に関する協定を締結し、株式等の引受け、株主又は出資者としての権利の行使等の業務を行っています。

4．特定回収困難債権の買取り・回収業務

■2011年５月の預金保険法の改正により、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断し、金融機関の財務内容の健全性の確保と業務の円滑化を通じて、金融システム全体の安定化を図るため、当社に「特定回収困難債権」の買取り・回収機能が付与されました。

■特定回収困難債権は、反社会的勢力に対する債権等、民間金融機関が管理・回収することが難しい債権であり、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、預金保険機構や警察と連携・協力して、厳正な管理・回収を行っています。

（注）Q&A問1（8頁）参照。

特定回収困難債権買取り・回収実績

（2023年３月末現在）

	買取債権元本額（単位：百万円）	買取価格（単位：百万円）	買取債権数（単位：件）	回収額（単位：百万円）
累計	7,882	838	303	1,414

（備考）金額単位未満を四捨五入。
買取債権数については１債務者につき１件として計上。

5．サービサー機能を活用した反社債権等の買取り及び管理・回収受託業務

■2013年12月に金融庁から公表された「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」に基づき、特定回収困難債権の買取制度の対象とならない信販会社・貸金業者・クレジット会社・サービサー・リース会社・保険会社等が保有する反社会的勢力に対する債権等について、当社のサービサー機能を活用して買取り又は管理・回収の受託を行うこととし、2014年３月より業務を開始しました。

■この業務は、信販会社・貸金業者等と反社会的勢力との関係を遮断することを目的としており、当該債権の性格に鑑み、厳正な管理・回収を行っています。

（注）Q&A問1（9頁）参照。

サービサー機能を活用した反社債権の買取り・回収実績

（2023年３月末現在）

	買取債権元本額（単位：百万円）	買取価格（単位：百万円）	買取債権数（単位：件）	回収額（単位：百万円）
累計	1,860	71	896	117

（備考）金額単位未満を四捨五入。
買取債権数については１債務者につき１件として計上。

6．承継銀行業務

■2011年５月の預金保険法の改正により、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、当社に承継銀行機能が付与されました。

■承継銀行業務は、破綻金融機関から最終受皿金融機関に譲渡すべき付保預金及び資産を承継し、最終受皿金融機関に譲渡するまでの間、その業務を暫定的に維持・継続するものです。当社では、その業務については、破綻金融機関ごとに管理することにしています。

（注）Q&A問4（11頁）参照。

7．関与者責任の追及

■破綻金融機関の破綻処理には公的資金が投入されていること等から、破綻金融機関等の旧経営陣に対する責任追及を厳しく行うことが当社の任務の一つとなっています。

■当該金融機関の破綻原因となった融資事案等に関する旧経営陣の関与について、預金保険機構との密接な連携の下、徹底した調査・証拠収集に努め、旧経営陣に対する民事損害賠償の請求・訴訟提起などを行っています。

関与者責任追及実績

（2023年３月末現在）

破綻金融機関の経営者責任追及のための損害賠償請求訴訟件数
88金融機関 訴訟事件数：130件（うち進行中０件）

責任追及による損害賠償金の回収累計額（実収ベース）	
融資紹介責任追及	57億円
経営者責任追及	133億円
合計	190億円

（備考）金額単位未満を四捨五入。

8．刑事告発等

■預金保険法等により、業務遂行の過程で犯罪と思料する事案を発見した場合は、刑事告発を行うことが義務づけられていることから、犯罪行為に対し、預金保険機構との密接な連携を図り、厳正に対応しています。

■また、担保物件等への暴力団等の不法占拠等に対しては、これを排除すべく民事執行等の保全処分を合わせて積極的に行っています。

刑事告発実績

（2023年３月末現在）

（単位：件）

	合　計
借り手に関する事案	338
競売妨害	97
詐欺	91
強制執行妨害	85
その他	65
貸し手に関する事案	21
背任・特別背任	14
その他	7
合計	359

（備考）預金保険機構との連名での告発事案を含む。

2022年度　決算概要

損益計算書（主要内訳）

（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：億円）

	合計	内訳				
		協定後勘定	53条勘定	早期健全化勘定	金融機能強化勘定	その他
経常収益	134	94	5	2	29	2
資金運用収益	39	13	1	2	22	0
（うち貸出金利息）	(15)	(13)	(1)	(—)	(—)	(0)
（うち有価証券利息配当金）	(24)	(0)	(—)	(2)	(22)	(—)
（うち買入金銭債権利息）	(0)	(0)	(—)	(—)	(—)	(—)
信託報酬	—	—	—	—	—	—
役務取引等収益	0	0	0	—	—	0
その他業務収益	0	0	—	—	—	—
その他経常収益	95	81	3	0	7	2
（うち債権取立等益）	(41)	(36)	(3)	(—)	(—)	(1)
（うち販売用動産不動産関係収益）	(0)	(0)	(—)	(—)	(—)	(—)
（うち補填金）	(7)	(6)	(0)	(—)	(—)	(—)
経常費用	137	94	5	2	29	5
資金調達費用	0	0	—	—	—	0
（うち預金利息）	(0)	(0)	(—)	(—)	(—)	(0)
（うち借用金利息）	(0)	(0)	(—)	(—)	(—)	(—)
役務取引等費用	2	2	0	0	0	0
その他業務費用	—	—	—	—	—	—
営業経費	80	68	5	0	0	5
その他経常費用	54	23	0	2	29	0
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（うち貸出金償却）	(0)	(0)	(0)	(—)	(—)	(0)
（うち債権売却損）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（うち販売用動産不動産関係費用）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（うち納付金）	(54)	(23)	(—)	(2)	(29)	(0)
経常利益	△3	0	0	0	0	△3
税引前当期純利益	△3	0	0	0	0	△3
法人税・住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0	0	0	0
当期純利益	△3	0	—	—	—	△3

貸借対照表（主要内訳）

（2023年3月31日現在）

（単位：億円）

		合計	内訳				
			協定後勘定	53条勘定	早期健全化勘定	金融機能強化勘定	その他
資産の部	現金預け金	781	257	6	1	23	492
	コールローン	—	—	—	—	—	—
	買現先勘定	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	0	0	—	—	—	—
	有価証券	4,339	8	—	466	3,864	—
	（うち国債）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	（うち社債）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	（うち株式）	(2,184)	(8)	(—)	(466)	(1,710)	(—)
	（うちその他の証券）	(2,154)	(0)	(—)	(—)	(2,154)	(—)
	貸出金	591	581	4	—	—	5
	その他資産	36	28	0	0	5	0
	（うち販売用動産不動産）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	（うち未収補填金）	(7)	(6)	(0)	(—)	(—)	(—)
	有形固定資産	2	2	—	—	—	—
	無形固定資産	1	1	—	—	—	—
	支払承諾見返	13	13	—	—	—	—
	貸倒引当金	△349	△342	△1	—	—	△5
	資産の部合計	5,417	551	10	468	3,894	493
負債の部	預金	0	—	—	—	—	0
	借用金	4,466	394	9	198	3,864	—
	その他負債	63	24	0	2	29	7
	退職給付引当金	1	1	0	0	0	0
	役員退職慰労引当金	0	0	0	0	0	0
	繰延税金負債	82	0	—	82	—	—
	支払承諾	13	13	—	—	—	—
	負債の部合計	4,628	433	10	282	3,894	7
純資産の部	資本金	120					
	利益剰余金	483					
	繰越利益剰余金	483					
	その他有価証券評価差額金	186					
	純資産の部合計	789					
	負債及び純資産の部合計	5,417					

（記載金額は億円未満を切り捨てて表示しております。）

（備考）協定後勘定：破綻金融機関等から買取った貸付金債権等の管理・回収に関わる勘定
53条勘定：金融再生法53条に基づき健全金融機関等から買取った貸付金債権等の管理・回収に関わる勘定
早期健全化勘定：早期健全化法に基づく金融機関等への資本増強に関わる勘定
金融機能強化勘定：金融機能強化法に基づく金融機関等への資本参加に関わる勘定

整理回収機構に関するQ&A

Question 1

RCCは反社会的勢力に対する債権の買取り等を二つの仕組みで行っているとのことですが、それぞれどのような違いがあり、またどのような仕組みで金融機関等から買取り等を行っているのでしょうか。

Answer 1

当社は2011年５月の預金保険法の改正により、金融機関が保有する反社債権等である、特定回収困難債権の買取り・回収業務を担うことになりました。
また、2014年３月からは、当社のサービサー機能を活用して、信販会社・貸金業者等が保有する反社債権等の買取り及び管理・回収の受託業務を開始しました。
この二つの制度は、同じ反社会的勢力に対する債権の買取り等ではありますが、その根拠となる法律が、預金保険法によるものとサービサー法に基づくものと、それぞれ違っており、買取り等のスキームも大きく異なっております。

1.特定回収困難債権の買取り・回収業務

特定回収困難債権の買取制度は、預金保険法に基づき、当社が預金保険機構から委託を受けて反社会的勢力に対する債権等の買取りを行うものです。買取りの対象となる債権は、預金保険法において、金融機関が保有する貸付債権のうち「金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの」と規定されており、そのような事情の例として

①債務者又は保証人が暴力団員であって、当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること（属性要件）、

②当該貸付債権に係る担保不動産につき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれること（行為要件）、の２つが例示されています。

当該債権の回収に当たっては、その債権の性格に鑑み、訴訟の提起、保全・執行処分等の法的手続を含め、手段を駆使して、厳正な回収を行ってまいります。

（注）サービサー法とは、正式名称を「債権管理回収業に関する特別措置法」といい、不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保するものです。

特定回収困難債権買取り・回収スキーム

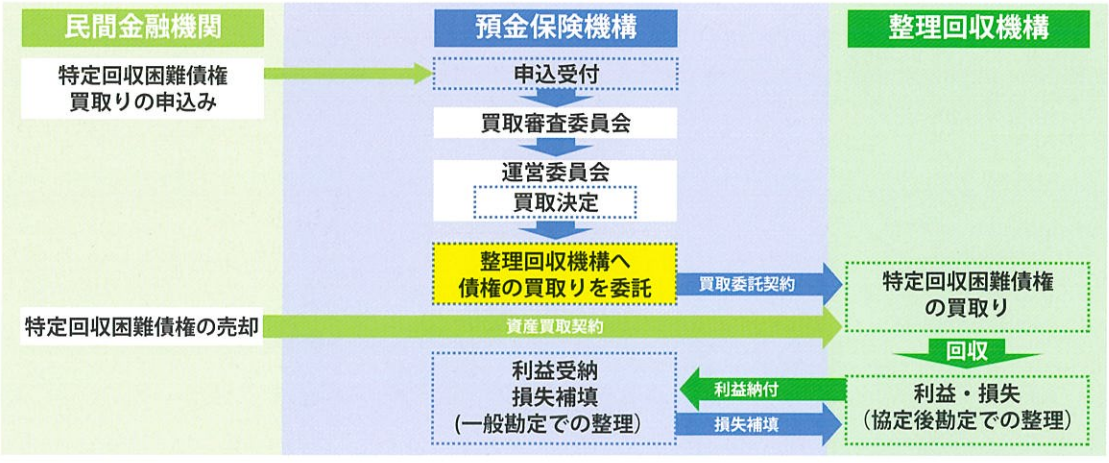

2. サービサー機能を活用した反社債権等の買取り及び管理・回収受託業務

預金保険法に基づく特定回収困難債権の買取制度の対象とならない信販会社・貸金業者等が保有する反社会的勢力に対する債権等について、当社のサービサー機能を活用して買取り又は管理・回収の受託を行います。

当該債権の回収に当たっては、その債権の性格に鑑み、法的手続を含め、手段を駆使して、厳正な回収を行ってまいります。

サービサー機能を活用した反社債権買取り等手続の流れ

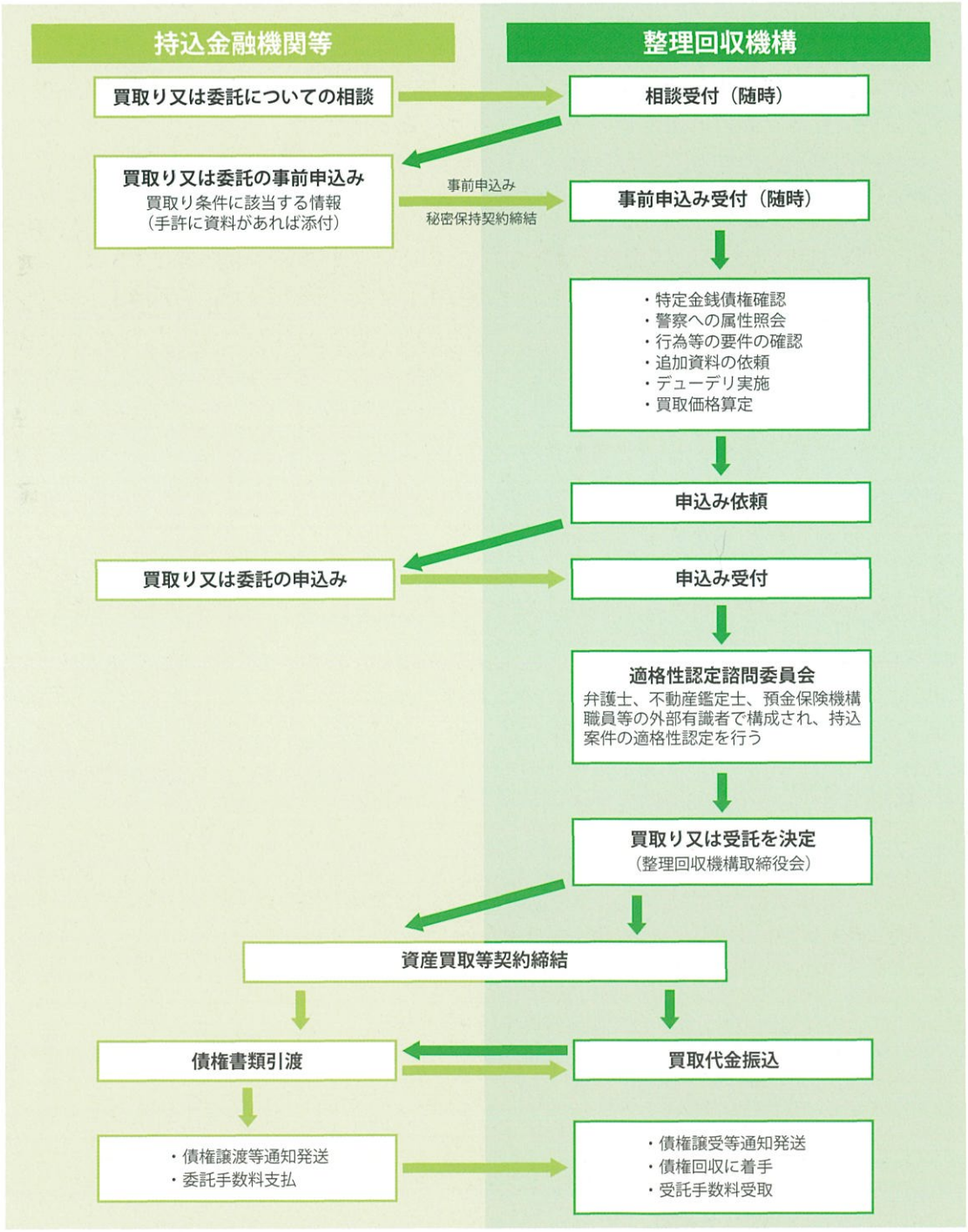

2 Question RCCは、どのような方法によって債権を回収しているのでしょうか。

債権回収についての一般的な考え方及び具体的な手順は次のとおりです。 2 Answer

1.一般的な考え方

債務者等の方々の実情を十分に把握し、適正な回収に努めております。

すなわち、当社のお客様のほとんどは、金融機関の破綻等により、主要な金融取引先を失った善良かつ誠実な方々です。これらの方々に対しては、話合いを通じてその財産状態を正しく開示していただき、手順を尽くした丁寧な対応を行うとともに、生活の維持や事業の再建・継続を支援するように努めております。

他方、一部の悪質な債務者、反社会的勢力等に対しては、法的措置を含め厳正に対処しております。

2.具体的な手順

（1）

約定どおり弁済されているお客様
- 約定どおりの弁済を続けていただきます。

↓

お客様から、約定どおりの弁済が困難となったとして、ご相談があったとき
当社において、お客様の弁済に滞りが生じてきたことを確認したとき

↓

- お客様に財産状況を適正に開示していただき、必要と判断されるときは、弁済条件の緩和等についてお客様と誠意ある話合いを行います。
  - お客様との誠意ある話合いの中で、事業に存続価値があり、事業の再生を行うことに経済合理性があることなど一定の条件が整えば、事業再生計画の策定支援等を通じて事業の再生・継続を支援していきます。

↓

収益や所得をもって弁済を継続することができず、条件変更や事業の再生・継続が困難となったお客様

↓

- やむをえない場合には、「期限の利益」（お客様に契約上決められている弁済の期限の利益）を喪失させ、当社から、一括弁済を求めることがあります。

↓

「期限の利益を喪失」したお客様のうち、当社が担保の設定を受けている方
- 当該担保物件を売却することにより、弁済に充てていただくことになります。
- 売却方法については、債務者又は担保提供者が当該担保物件を第三者に適正な価格で処分し、その替り金を弁済に充てることを原則としておりますが、適当な買受人を見い出せないときは、やむをえず競売により処分することがあります。
- なお、担保物件の処分によってお客様の生活の維持が困難となるようなときは、生活を維持するための具体的な対応策について話合いをさせていただきます。

「期限の利益を喪失」したお客様のうち、当社が担保の設定を受けていない方あるいは担保物件を処分して弁済に充てたものの債務が残ってしまった方
- 弁済に充てるべき資産、収入等の状況についての資料を開示していただき、具体的な弁済方法等について話合いをさせていただきます。

（2）

債務の弁済を行わず資産等の開示にも協力しない債務者
資産を隠匿して債務の弁済をしない債務者
反社会的勢力等の悪質な債務者
- あらゆる法的措置を講ずることによって厳正な対応をしております。

3 Question　RCCの行う事業再生はどのようなものですか。

当社では、「債権者型事業再生スキーム」を活用して、次のような方法で事業の再生・継続を支援しています。

3 Answer

1. 当社の債務者の事業の再建が可能な場合には、事業再生計画の策定支援等を通じて、積極的に債務者の事業の再生・継続を支援しています。
   なお、東日本大震災被災地の債務者に対しては、必要に応じて、他の公的機関や民間金融機関とも連携を図りつつ、効率的かつ実効性のある事業再生支援に努めています。
2. 他の金融機関から持ち込まれた再生案件については、信託機能を活用して事業者の再生支援を行っています。
3. 再生可能かどうかを判断するに当たっては、次のような判断基準を設けて検討しております。
   （1）再生の対象となる事業に存続価値があること。
   （2）事業者が弁済について誠意ある姿勢を示しており、自らの財産の状況を誠実に開示していること。
   （3）債権者にとって、事業の再生を行うことに経済合理性があること。

4 Question　金融機関の破綻処理におけるRCCの役割はどのようなものですか。

金融機関が破綻した場合には、選任された金融整理管財人（預金保険機構等が選任されます。）は、旧経営陣に代わって破綻金融機関の業務を運営しつつ、最終受皿金融機関への事業譲渡等を目指すことになります。金融機関の破綻処理において、当社は預金保険機構との協定に基づき、次のような業務を行うことができます。

4 Answer

1. 最終受皿金融機関が直ちに現れない場合に、最終受皿金融機関に譲渡すべき資産、すなわち金融整理管財人によって切り分けられた資産及び付保預金を承継し、最終受皿金融機関に譲渡するまでの間、その業務を暫定的に維持・継続する承継銀行業務を行うことができます。
2. 最終受皿金融機関に譲渡されない資産のうち、預金保険機構から買取りの委託を受けた資産については、当社が買い取り、管理・回収を行ってまいります。

（注）付保預金とは、預金保険により保護される預金等をいいます。当座預金、無利息型普通預金等の決済用預金については全額が保護され、それ以外の一般預金等のうち、1金融機関毎に預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。
なお、非付保預金については、破綻に伴う法的手続の中で、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われることになります。

破綻処理スキーム

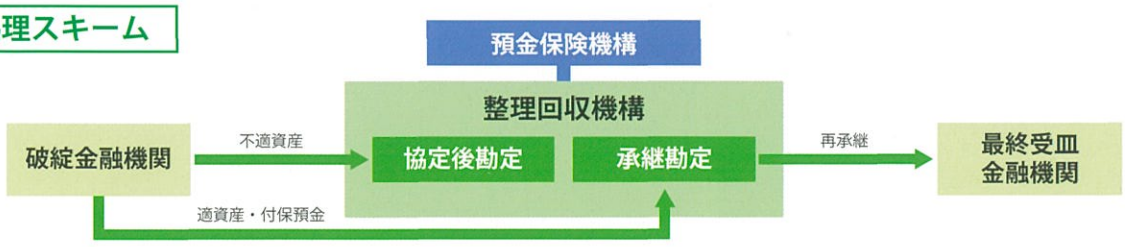

整理回収機構の歩み

＜旧住宅金融債権管理機構 関連＞

1995. 12. 19　閣議決定（一次ロス負担割合・住専処理機構の設立）
与党ガイドライン（三党合意）～政府・与党三党確認書
1996. 01. 30　閣議了解（二次ロス処理・金融安定化基金拠出・住専処理機構への融資）
1996. 06. 18　住専法成立（6 月 21 日公布・施行）
1996. 07. 26　（株）住宅金融債権管理機構設立
1996. 10. 01　住専 7 社からの財産譲受実行
1997. 05. 17　関与者責任追及弁護団発足
1998. 03. 30　住専法改正案成立
1998. 12. 25　整理回収銀行との合併に関する合併契約書・合併協定書締結

＜旧整理回収銀行 関連＞

【東京共同銀行】
1994. 12. 09　大蔵省・日銀、東京協和・安全信用組合の経営破綻及び新銀行設立による金融システム安定策を発表
1995. 01. 13　東京共同銀行設立（資本金 214 億 9,500 万円）
1996. 03. 25　コスモ信用組合から事業の全部を譲受
1996. 06. 18　金融関連法案可決成立（6 月 21 日公布・施行）
【整理回収銀行】
1996. 09. 02　「（株）整理回収銀行」に商号変更
1996. 09. 05　預金保険機構と整理回収業務に関する協定締結
1998. 03. 03　整理回収業務に関する新協定締結（信用組合だけでなく銀行までを資産買取対象に）
1998. 11. 05　特定整理回収協定締結（金融再生法 53 条に基づく資産の買取り・管理処分）
株式等の引受け並びに取得株式等及び取得貸付債権の処分等の業務の委託に関する協定締結
（早期健全化法に基づく資本注入業務）
1998. 12. 25　住宅金融債権管理機構との合併に関する合併契約書・合併協定書締結

＜整理回収機構 関連＞

1999. 04. 01　（株）整理回収機構発足　中坊社長（1996. 07. 26（株）住宅金融債権管理機構社長就任）
預金保険機構との間で整理回収協定締結
1999. 06. 01　サービサー業の営業許可取得
1999. 08. 02　鬼追社長就任
2000. 03. 22　旧住専に対する銀行の融資紹介責任追及を終結
2000. 11. 29　旧住専の経営者責任追及（提訴・和解）について終結宣言
2001. 04. 17　コンプライアンス委員会設置
農水産業協同組合貯金保険機構と「回収業務に関する協定」締結
2001. 06. 26　閣議決定「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」
2001. 06. 27　金融再生法一部改正（53 条買取期限の 3 年間延長）
2001. 08. 31　信託業務の兼営認可取得　信託業務部設置
2001. 11. 01　企業再生本部設置
2002. 01. 11　改正金融再生法施行（買取価格弾力化・入札参加等）　企業再生検討委員会設置
2003. 04. 10　金融再生法 53 条買取期間をさらに 1 年延長
2004. 02. 16　「RCC 企業再生スキーム」制定
2004. 04. 01　奥野社長就任
2005. 09. 05　外部有識者会議設置
2006. 09. 21　外部有識者会議の概要・とりまとめを公表
2009. 03. 01　上田社長就任
2010. 01. 18　苦情処理評価委員会設置
2011. 10. 29　改正預金保険法施行（特定回収困難債権の買取り回収業務・承継銀行業務）
2012. 06. 20　藤田社長就任
2012. 12. 19　本社移転（千代田区丸の内へ）
2014. 03. 28　サービサー機能を活用した反社債権等の買取り及び管理・回収受託業務を開始
2014. 04. 01　適格性認定諮問委員会設置
2015. 10. 05　藤原社長就任
2020. 06. 11　本田社長就任

照会先一覧

（2023年7月1日現在）

	部署名			電話番号	FAX番号	〒	住所
会社案内	代表電話　<総務人事部>			03-3213-7101	03-3213-7170	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
ご返済相談窓口	お客様相談センター	住宅ローンのお客様	東京	0120-073-260	—	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
			大阪	0120-224-450	—	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町2-2-10 都島住宅京橋ビル
		中小企業・個人事業主のお客様	東京	0120-073-261	—	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
			大阪	0120-774-459	—	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町2-2-10 都島住宅京橋ビル
苦情・相談	相談室		東京	03-3213-7108	03-3213-7184	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
			大阪	06-6355-1023	06-6355-1025	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町2-2-10 都島住宅京橋ビル
広報	総務人事部			03-3213-7274	03-3213-7275	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
事業再生	事業再生部	事業再生支援室		03-3213-7131	03-3213-7524	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
		信託管理室		03-3213-7114		100-0005	
債権管理回収・事業再生支援	東京事業部	業務		03-3213-7140	03-3213-7193	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
		ローン		03-3213-7147	03-3213-7198	100-0005	
				03-3213-7150	03-3213-7190		
				03-3213-7153	03-3213-7199		
	大阪事業部	業務		06-6355-1040	06-6355-1045	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町2-2-10 都島住宅京橋ビル
		ローン		06-6355-1030		534-0024	
反社債権買取・債権管理回収	東京特別事業部	債権買取担当		03-3213-7115	03-3213-7180	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル
		管理回収担当		03-3213-7119		100-0005	
				03-3213-7273		100-0005	
	大阪特別事業部	管理回収担当		06-6355-1080	06-6355-1085	534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町2-2-10 都島住宅京橋ビル
預金	事務部預金課			0120-337-030	—	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル

【東京地区】新日石ビル受付：8階
【大阪地区】都島住宅京橋ビル受付：6階

整理回収機構
The Resolution and Collection Corporation

整理回収機構についてさらにお知りになりたい方は、
整理回収機構ホームページ（https://www.kaisyukikou.co.jp/）をご覧ください。

（2023年7月）